

平成 14 年 5 月 10 日

新しい司法修習について（抜粋）

最 高 裁 判 所

第 2 新しい司法修習の構想

3 新しい集合修習

新しい司法修習における集合修習は、実務修習を補完し、実務で求められる一定レベル以上の体系的で汎用性のある能力を身に付けさせるものとなるように、その内容や体制を工夫する。

新しい集合修習においては、司法修習生の増加に実効的に対応できるように、適切な工夫を施していく。

（ 1 ）新しい司法修習における集合修習の意義

実務修習では、必ずしも標準的な法律実務を広く体験できるとは限らず、また、個別指導が中心となるため、全員に一定レベル以上の水準の能力を身に付けさせるという面では不十分な点がある。

集合修習は、実務経験豊かな教官が精選された教材と徹底した合議に基づき、体系的で汎用性のある質の高い教育を行う課程であり、実務修習を補完する意義は大きい。

新しい司法修習においては、これまでの前期集合修習による導入、後期集合修習による総仕上げという枠組みを固定化せず、実務修習と集合修習の有機的な連携を図ることを検討する。

（注）新しい集合修習の内容

このような集合修習の目的からすると、法律実務全般に共通する汎用性を持った体系的なカリキュラムを組む必要がある。例えば、幅広い分野の法律実務に汎用的に必要とされる素養を体系的に養うという面からすると、生きた事件

を素材とした教材を用いて、法的紛争の発展段階に応じて、具体的事実に基づく法的思考・分析能力の養成、現実の証拠等を用いた事実認定能力の開発、実務で通有性を持つ説得的な表現力の向上が可能となるような、重層的なカリキュラムを工夫するなど。

教育方法についても、正解志向を排し、教官と司法修習生との議論や修習生間のディスカッションを通じて、生きた法律実務の在りようを体感させるような授業を検討する。文書の起案も、判断のプロセスや問題点の分析に重点を置くなど、より実質面を重視した工夫が必要である。

(2) 司法修習生の増加への対応

司法修習生の増加に実効的に対応できるように、施設の整備や教官の陣容の充実強化を図るほか、集合修習の実施方法など運用面での効率化を検討する。